



別添2 告示改正 (官報抜粋)

3 令和2年5月29日 金曜日

官 報

(号外特第72号)

(電気事業託送供給等収支計算規則の一部改正)  
第三条 電気事業託送供給等収支計算規則(平成十八年経済産業省令第二号)の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). Both columns contain Article 4 regarding the submission of financial statements for gas supply businesses. The 'Before' version includes a clause about disaster-related reasons for non-compliance, which is removed in the 'After' version.

第四条 (みなし小売電気事業者部門別収支計算規則の一部改正)  
みなし小売電気事業者部門別収支計算規則(平成二十八年経済産業省令第四十五号)の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). Both columns contain Article 4 regarding the submission of financial statements for gas supply businesses. The 'Before' version includes a clause about disaster-related reasons for non-compliance, which is removed in the 'After' version.

第五条 (ガス事業会計規則の一部を改正する省令の一部改正)  
ガス事業会計規則の一部を改正する省令(平成二十九年経済産業省令第十八号)の一部を次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). Both columns contain Article 4 regarding the submission of financial statements for gas supply businesses. The 'Before' version includes a clause about disaster-related reasons for non-compliance, which is removed in the 'After' version.

この省令は、公布の日から施行する。  
附則  
この省令は、公布の日から施行する。

告示  
○経済産業省告示第百二十一号  
新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための特定計量器検定検査規則の特例に関する省令(令和二年経済産業省令第五十二号)第二条第一項及び第二項の規定に基づき、同項の経済産業大臣が定める期間を次のように定める。  
令和二年五月二十九日  
経済産業大臣 梶山 弘志  
新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための特定計量器検定検査規則の特例に関する省令(令和二年経済産業省令第五十二号)第二条第一項及び第二項の規定に基づく経済産業大臣が定める期間は、計量法(平成四年法律第五十一号)第十六条第一項第三号の検定証印等及び同法第七十五条第二項の装置検査証印の有効期間の満了する年月が、令和二年四月から同年七月までのものは、それぞれ当該年月から六月間とする。  
附則  
この告示は、公布の日から施行する。

○経済産業省告示第百二十二号  
ガス事業会計規則(昭和二十九年通商産業省令第十五号)第十四条第一項、電気事業会計規則(昭和四十年通商産業省令第五十七号)第三十九条、電気事業託送供給等収支計算規則(平成十八年経済産業省令第二号)第四条第一項、みなし小売電気事業者部門別収支計算規則(平成二十八年経済産業省令第四十五号)第四条、ガス事業会計規則の一部を改正する省令(平成二十九年経済産業省令第十八号)附則第四第三項、みなしガス小売事業者部門別収支計算規則(平成二十九年経済産業省令第二十一号)第四条第一項及び第七條並びにガス事業託送供給収支計算規則(平成二十九年経済産業省令第二十三号)第八条第一項(同規則第十条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づき、各条項の事由及び経済産業大臣又は経済産業局長が定める期間を次のように定める。  
令和二年五月二十九日  
経済産業大臣 梶山 弘志